

## そこが聞きたい

### 子どもの権利条約 批准25年

国連子どもの権利委員会委員  
大谷美紀子氏

今年は、子どもの人権を国際的に保障する「子ども権利条約」(①)が国連で採択されて30年、日本が条約を批准して25年になる。しかし、国内では虐待事件やいじめ自殺、貧困など「子どもを巡る問題」が後を絶たない。国連子どもの権利委員会(②)で委員を務める大谷美紀子弁護士(54)に、日本の現状と課題を聞いた。【聞き手・永山悦子、写真・根岸基弘】

—日本が条約を批准して25年、日本社会は変わったのでしょうか。

児童ボルノや児童虐待の問題など、条約が求める内容に沿った対策が進んでいますが、「条約に入ったから進んだのか」という点では、他の要因も大きいと思います。児童ボルノは国際的に日本に対する批判が高まることで、児童虐待は痛ましい事件が起きたことへの対応という側面が強いようです。一方、婚外子の相続差別の解消や、両親の離婚などの家庭裁判所の手続きのために子どもに代理人を置く制度の導入、女性の婚姻年齢の引き上げ、改正児童福祉法の総則の中で条約へ言及されたことなど、条約の影響と言つてよい動きもあります。

—条約を批准をする際、当時の日本政府は、条約で定められた権利の多くは国内法制すでに保障されているとして、新たな取り組みや見直しは不要としました。

# 大人の責任 再認識を



25年たった今も、条約は日本社会に十分に根付いていないと感じています。

—日本は、子どもの権利委員会から国内対応を求める勧告を受け続けています。今年2月に出された最新の勧告でも、子どもへの体罰を全面的に禁じる法律の策定や、婚外子を差別するすべての規定の廃止を求めるなど約40項目の要請が出されました。解決しなければならない問題が存在するとは明らかです。

日本は、児童福祉法や教育基本法、少年法、民法など、個別の法律によって子どものための施策を進めている立場ですが、条約は、子どもに関するあらゆる措置について、子どもの最善の利益を一番に考慮すること、子どもに影響が及ぶすべての事柄について子どもの意見を聞き、尊重することを求めています。男女平等を推進するため男女共同参画社会を本法を制定したように、子どもの問題は

—条約を批准する際、当時の日本政府は、条約で定められた権利の多くは国内法制すでに保障されているとして、新たな取り組みや見直しは不要としました。

結果として、当時見られた「この条約は途上国の恵まれない子どもたちのためのものである」という誤った理解や、教育現場などでの「子どもが権利を主張して手に負えなくなる」という懸念から、

### 聞いて一言

25年前、批准されたばかりの子どもの権利条約を解説する記事を書いた。その

見出しが「大人が知っている意味がない」。だが今、子どもの虐待やいじめの問題に接したとき、この条約を思い出す人がどれだけいるだろうか。条約が掲げる「子どもは大人の所有物ではない」という前提は、子どもの権利を守ることを通じると感じる。『少子化対策』を進めるのであれば、子どもの権利を守ることも忘れてはならない。節目の年、もう一度条約をひもじいてみたい。

委員会の勧告を伝える報道に「勧告に

—条約締約国として責任を果たすべきだということですね。

—次の四半世紀に向けて、日本社会に何が求められますか。

私が国際人権法、特に人権教育に関心を持ったのは、人権侵害が起きた後に個別に救済するだけでは、社会を変えること

1964年生まれ。上智大卒。90年弁護士登録。米コロンビア大国际関係修了課程修了(人権人道問題専攻)。日本弁護士連合会国際人権問題委員会委員長などを歴任。2017年から現職。

おおたに・みきこ

### 1 子どもの権利条約

子どもを単に保護の対象ではなく権利の主体と位置づけ、18歳未満のすべての子どもの基本的人権を国際的に保障する。国連総会で1989年に採択された。前文と本文54条から成る。健康に生まれ成長し、生きる権利、教育を受ける権利、暴力や搾取から守られる権利、意見を表明する権利などが定められている。日本は94年4月に158番目の締約国となった。現在、196の国と地域が締結している。

### 2 国連子どもの権利委員会

子どもの権利条約に基づいて設置され、締約国で条約が定めた義務が順守されているかを監視する。18人の専門家で構成。締約国が定期的に提出する報告書を審査し、子どもの権利を守るために必要な措置を政府に勧告する。日本についてはこれまでに4回の審査が実施され、そのつど勧告を受けている。